

令和5年7月3日

国税の納税の猶予制度 FAQ

令和5年7月
国税庁徴収課

目 次

I 猶予制度とは	1
(納税が困難な場合の問合せ先)	1
問1 収入の減少等により税金や社会保険料を支払えない場合の相談窓口はどこか。	1
(猶予制度の仕組み)	1
問2 猶予制度とはどのような制度か。	1
(猶予を受けられる場合)	2
問3 どのような場合に猶予制度を利用できるか。	2
問4 損益が黒字の場合でも猶予は受けられるか。	3
問5 無理をして期限までに納税したが、今から返還してもらい、その上で猶予を受けるとは可能か。	3
(猶予を受けられる税目)	3
問6 どのような税目(所得税、法人税、消費税など)について猶予を受けられるのか。	3
(中間申告分等の猶予)	3
問7 確定申告分だけでなく、中間申告分や予定納税、修正申告分などでも猶予を受けられるのか。	3
(猶予と期限延長の違い)	4
問8 国税の猶予と申告・納付期限の延長とは違うのか。	4
(猶予と免除の違い)	4
問9 猶予を受けると税金の納付が免除されたり、納めた税金が還付されるのか。	4
(猶予と欠損金の繰戻還付)	4
問10 確定申告をしたところ法人税が発生したが、次の申告で欠損金の繰戻し予定なので、猶予の申請は不要か。	4
(猶予と納税証明)	5
問11 金融機関からの借入や入札等への参加のため、納税証明書を取得する必要があるが、猶予が適用されている場合、納税証明書にはその旨が記載されるのか。	5
II 猶予の効果	7
(猶予の通知)	7
問12 猶予が認められた場合、通知がされるのか。	7

(猶予期間中の税金の納付)	7
問 13 猶予を受けた後はどのように税金を払っていくのか。	7
(猶予を受けられる期間)	7
問 14 どの程度の期間猶予を受けられるのか。	7
(猶予期間の延長等)	7
問 15 最初に受けた猶予期間内に税額を支払えなかった場合にはどうなるのか。	7
III 猶予を受けられる要件	9
(一時に納付が困難)	9
問 16 「一時に納付が困難」とはどのような意味か。	9
(猶予額の計算)	9
問 17 猶予額の計算に当たって、手元資金の現預金額には国等からの給付金や緊急融資を含める必要があるのか。	9
問 18 猶予額の計算に当たって、当面の資金繰りに必要な額ほどの程度認められるのか。	9
(滞納している税金がある場合)	10
問 19 現在滞納している税金がある場合には猶予を受けられないのか。	10
(担保の提供の要否)	10
問 20 猶予を受けるためには担保の提供は必要か。	10
IV 猶予申請の手続	11
(申請の必要性)	11
問 21 猶予を受けるためには申請が必要なのか。あるいは、自動的に猶予を受けられるのか。	11
(申請の期限)	11
問 22 換価の猶予の申請に期限はあるのか。	11
問 23 猶予の申請期限を過ぎてしまうと一切猶予を受けられなくなるのか。	11
(換価の猶予を受ける場合の延滞税の発生時期)	12
問 24 換価の猶予を受けようとする場合、猶予の申請期限内であれば、いつ申請をしても延滞税の負担は同じか。	12
(申請書の記載方法等)	12
問 25 申請書の記載方法が分からない場合にはどこに尋ねればよいか。	12
(猶予の申請に必要な書類)	12
問 26 換価の猶予の申請のためにはどのような書類を準備する必要があるか。	12

(申請書の提出方法)	13
問 27 税務署に行かなければ申請できないのか。	13
問 28 税務署で相談の上、猶予申請書を提出したいが、予約は必要か。	13
(税理士による代理申請)	14
問 29 税理士に申請書の提出や電子申請 (e-Tax) を依頼することは可能か。	14
(e-Tax の利用可能時間)	14
問 30 e-Tax は、いつでも利用可能なのか。	14
(申請から猶予適用までの間の延滞税)	14
問 31 申請から許可までの間の延滞税は軽減・免除されないのか。	14

I 猶予制度とは

(納税が困難な場合の問合せ先)

問1 収入の減少等により税金や社会保険料を支払えない場合の相談窓口はどこか。

(答)

- 税の種類や社会保険料により窓口が異なります。
- 法人税や源泉所得税、申告所得税、消費税などの国（税務署）へ納付する税金の猶予に関するご相談等については、所轄の税務署（徴収担当）にお電話ください。
- また、市県民税や固定資産税及び自動車税等の地方税の猶予相談窓口は都道府県や市区町村の担当窓口へ、社会保険料のうち厚生年金保険料等については日本年金機構へ、労働保険料については都道府県労働局へご相談ください。

(猶予制度の仕組み)

問2 猶予制度とはどのような制度か。

(答)

- 国税の猶予制度は、期限内の納付が難しい場合に、申請により税務署長の許可を受けて、原則として1年以内の期間に限り、分割して納付することができるようになる制度です。
- 猶予を受けるためには一定の要件を満たす必要があります。なお、猶予期間中は、延滞税が軽減されます（※）（換価の猶予）。
※ 令和5年における延滞税の軽減については、年8.7%の割合が年0.9%の割合となります。
- その他、次のような個別の事情がある場合は、延滞税なしで納税の猶予が認められることがあるため、ご相談の際、お申し出ください（納税の猶予）。
 - ・ 納税者ご本人がその財産について災害を受け、又は盗難に遭った場合
 - ・ 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(猶予を受けられる場合)

問3 どのような場合に猶予制度を利用できるか。

(答)

○ 主な猶予制度としては以下の(1)(2)があり、それぞれ記載の要件をいずれも満たす場合にその猶予制度を利用することができます。

(1) 換価の猶予(延滞税軽減※)

- ・ 一時に納付することにより、事業の継続・生活維持が困難となるおそれがあること。
- ・ 納税について誠実な意思があること。
- ・ 納期限から6か月以内に申請があること。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外に滞納がないこと。
- ・ 原則として、担保の提供があること。

(注) 1 猶予を受ける金額が100万円以下である場合、猶予を受ける期間が3か月以内である場合、提供することができる担保がない場合は、担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、状況に応じて、税務署長の職権による猶予を検討します。

(2) 納税の猶予(延滞税免除又は軽減※)

- ・ 以下のようなケースに該当すること。
 - ① 納税者ご本人がその財産について、災害等を受け、又は盗難に遭った。
 - ② 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった。
 - ③ 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした。
 - ④ 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた。
- ・ ①～④があることにより、一時に納付することができないこと。
- ・ 申請があること。
- ・ 原則として、担保の提供があること。

(注) 猶予を受ける金額が100万円以下である場合、猶予を受ける期間が3か月以内である場合、提供することができる担保がない場合は、担保は不要です。

※ 令和5年における延滞税の軽減については、年8.7%の割合が年0.9%の割合となります。

問4 損益が黒字の場合でも猶予は受けられるか。

(答)

- 黒字であっても、要件を満たせば猶予が受けられます。

問5 無理をして期限までに納税したが、今から返還してもらい、その上で猶予を受けることは可能か。

(答)

- 国税の猶予制度は、期限内の納付が難しい場合に、申請により税務署長の許可を受けて、期限後に分割して納税ができるようになる制度であり、既に納税している分について返還を求めることはできません。

(猶予を受けられる税目)

問6 どのような税目(所得税、法人税、消費税など)について猶予を受けられるのか。

(答)

- ほとんど全ての税目が対象となりますが、印紙で納付する印紙税のほか、外国貨物を保税地域から引き取る場合の消費税や出国する際に直接税関長に納付する方式の国際観光旅客税については対象となりません。
- また、地方消費税や地方譲与税など、一旦、国に納めていただく税についても、同じように対象となります。

(中間申告分等の猶予)

問7 確定申告分だけでなく、中間申告分や予定納税、修正申告分などでも猶予を受けられるのか。

(答)

- 税務署に申請していただき、要件を満たせば猶予が受けられます。
なお、例えば、消費税の中間申告分について、本年の課税売上高が前年より大幅

納税の猶予制度 F A Q

に減少している場合などには、仮決算に基づく中間申告を行っていただくことにより、直前の課税期間の税額に基づき計算した中間申告税額に比べ、納税額を抑えることができますので、この制度の利用についてもご検討ください（消費税法 43 条）。

（猶予と期限延長の違い）

問 8 国税の猶予と申告・納付期限の延長とは違うのか。

（答）

- 国税の猶予制度は、期限後に分割して納税ができるようになる制度であり、申告・納付期限そのものが延長されるわけではありません（国税通則法 46 条、国税徴収法 152 条 1 項）。
- これに対し、申告・納付期限の延長は、災害による交通の途絶などにより、申告や納付などの行為自体ができない場合に、税務署長へ申請をすることにより、申告・納付期限を延長できる制度です（国税通則法 11 条）。

（猶予と免除の違い）

問 9 猶予を受けると税金の納付が免除されたり、納めた税金が還付されるのか。

（答）

- 国税の猶予制度は、期限後に分割して納税ができるようになる制度であり、税金の納付そのものが免除されたり、納めた税金が還付されたりすることはありません。

（猶予と欠損金の繰戻還付）

問 10 確定申告をしたところ法人税が発生したが、次の申告で欠損金の繰戻し予定なので、猶予の申請は不要か。

（答）

- 次の申告で法人税の欠損金の繰戻しを行っても、今期発生した法人税に猶予を適用せずに納付しなければ、繰戻しまで（1年間）通常の延滞税がかかります。
- 猶予が適用されると、延滞税が軽減又は免除されますので（国税通則法 63 条 1

項)、一時に納付することが困難な事情がある場合は、所轄の税務署（徴収担当）にご相談いただくようお願いいたします。

(猶予と納税証明)

問 11 金融機関からの借入や入札等への参加のため、納税証明書を取得する必要があるが、猶予が適用されている場合、納税証明書にはその旨が記載されるのか。

(答)

○ 猶予の適用を受けている国税についての納税証明書の取扱いは次のとおりです。

- ① 納税証明書（その 1）・・・納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明
猶予の適用を受けている場合は、納税証明書の「備考」欄に、以下のとおり猶予の適用を受けている旨が記載されます。

(記載内容)

イ 納税の猶予中の場合

「上記未納税額●●円については、国税通則法第 46 条第●項の規定による納税の猶予中です（猶予期限：令和●年●月●日）。」

ロ 換価の猶予中の場合

「上記未納税額●●円については、国税徴収法の規定による換価の猶予中です（猶予期限：令和●年●月●日）。」

- ② 納税証明書（その 3）（その 3 の 2）（その 3 の 3）・・・未納の税額がないことの証明

猶予の適用を受けている税目に関しては発行されませんので、その場合の代替書類等については、提出先にお問い合わせください。

○ その他の納税証明書の取扱いは次のとおりです。

- ① 納税証明書（その 2）・・・所得金額の証明

所得税及び復興特別所得税又は法人税の確定申告を行っている場合には、未納税額の有無や猶予の適用の有無にかかわらず発行されます。

なお、納税証明書（その 2）には、猶予の適用を受けている旨は記載されません。

- ② 納税証明書（その 4）・・・滞納処分を受けたことがないことの証明

納税の猶予制度 F A Q

証明を受けようとする期間に滞納処分を受けたことがない場合には、猶予の適用を受けていても発行されます。

なお、納税証明書（その４）には、猶予の適用を受けている旨は記載されません。

Ⅱ 猶予の効果

(猶予の通知)

問 12 猶予が認められた場合、通知がされるのか。

(答)

- 猶予が認められた場合は、納税者に対して、猶予税額、猶予期間や該当する根拠法令を記載した通知書を送付します（国税通則法 47 条 1 項、国税徴収法 152 条 3 項、4 項）。

(猶予期間中の税金の納付)

問 13 猶予を受けた後はどのように税金を払っていくのか。

(答)

- 猶予を受けた後は、通知書に記載された分割納付金額をそれぞれの分割納付の日までに納付をする必要があります（国税通則法 46 条 4 項、国税徴収法 152 条 1 項）。
- 既に猶予を受けられている方で、分割納付の日までに納税が難しい場合は、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

(猶予を受けられる期間)

問 14 どの程度の期間猶予を受けられるのか。

(答)

- 猶予を受けることができる期間は、原則として 1 年以内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができる期間としています（国税通則法 46 条 4 項、国税徴収法 152 条 1 項）。

(猶予期間の延長等)

問 15 最初に受けた猶予期間内に税額を支払えなかった場合にはどうなるのか。

(答)

納税の猶予制度 F A Q

○ 納付ができない事情を所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。ご事情に応じた対応をさせていただきます。

（注） 猶予の適用期間は原則として1年以内ですが、猶予期間内に納付ができないやむを得ない理由がある場合は、猶予期間を延長することができます（国税通則法 46 条 7 項、国税徴収法 152 条 3 項、4 項）。

Ⅲ 猶予を受けられる要件

(一時に納付が困難)

問 16 「一時に納付が困難」とはどのような意味か。

(答)

- 「一時に納付が困難」とは、納付すべき国税の全額を一時に納付する資金がないこと、又は納付すべき国税の全額を一時に納付することにより納税者の事業の継続若しくは生活の維持を困難にすると認められることをいいます。
- 具体的には、納付可能金額（手元資金－当面の資金繰りに必要な額）が納付すべき国税の額に満たないケースが該当します。

(猶予額の計算)

問 17 猶予額の計算に当たって、手元資金の現預金額には国等からの給付金や緊急融資を含める必要があるのか。

(答)

- 手元資金には、計算上は給付金や緊急融資の額を含めますが、給付金等について、事業継続等のため支出先が決まっている場合は、納付可能額を算出する際に運転資金や臨時支出の額を同額分増加させますので、実質的には猶予を受けられる額には影響しません。現預金額に給付金等の額が含まれている方は、ご相談の際にお申し出ください。

問 18 猶予額の計算に当たって、当面の資金繰りに必要な額はどの程度認められるのか。

(答)

- 当面の資金繰りに必要な額は、納税者個々の事業の状況や資金繰りの状態により異なりますので一概には言えませんが、一般的には、事業継続のため1か月以内に支出が予定されている金額は運転資金として納税資金から除外します。
- なお、1か月以内に支出が予定されている金額でなくても、その資金の支出が当面の事業の継続のため決まっている場合等は運転資金として加算できます。

(滞納している税金がある場合)

問 19 現在滞納している税金がある場合には猶予を受けられないのか。

(答)

- 換価の猶予については、他に滞納（猶予中のものを除きます。）となっている国税がある場合は、猶予が認められないことがあります（国税徴収法 151 条の 2 第 2 項）。
- 他方、納税の猶予（問 3 参照）については、猶予を受けようとする国税以外に滞納している国税があっても、猶予を受けることができます。
- 現在滞納している国税がある方は、まずは、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

(担保の提供の要否)

問 20 猶予を受けるためには担保の提供は必要か。

(答)

- 猶予を受けるためには原則として担保の提供が必要です。ただし、次のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません（国税通則法 46 条 5 項、国税徴収法 152 条 2 項、3 項）。
 - ・ 猶予を受ける金額が 100 万円以下である場合
 - ・ 猶予を受ける期間が 3 か月以内である場合
 - ・ 提供することができる担保がない場合

IV 猶予申請の手続

(申請の必要性)

問 21 猶予を受けるためには申請が必要なのか。あるいは、自動的に猶予を受けられるのか。

(答)

○ 猶予は納税者の方からの申請に基づいて適用することとなりますので、自動的に猶予を受けられません（国税通則法 46 条 2 項、国税徴収法 151 条の 2 第 1 項）。

○ 猶予に関するご相談等については、所轄の税務署（徴収担当）にお電話ください。

○ なお、猶予の申請に当たっては、e-Tax 又は郵送でご提出ください。

※ 「e-Tax」により猶予申請書等を提出する方法には、e-Tax ソフト、e-Tax ソフト（WEB 版）及び e-Tax ソフト（SP 版）の 3 つがあります。詳しくは、国税庁ホームページの猶予の申請方法をご参照ください。

(注) 国税庁ホームページの掲載ページの URL

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm>

(申請の期限)

問 22 換価の猶予の申請に期限はあるのか。

(答)

○ 換価の猶予については、納期限から 6 か月以内に申請する必要があります（国税徴収法 151 条の 2 第 1 項）。

なお、延滞税は納期限の翌日から発生しますので、猶予の申請はできるだけ早く行うことをお勧めします。

問 23 猶予の申請期限を過ぎてしまうと一切猶予を受けられなくなるのか。

(答)

○ 申請期限を経過した場合は、原則として申請による換価の猶予を受けることはできません（国税徴収法 151 条の 2 第 1 項）。

※ 災害など納税者の責めに帰さないやむを得ない理由により、猶予申請ができな

い環境であった場合は、申請期限を個別に延長できる場合があります（国税通則法 11 条）。

- ただし、状況に応じて他の猶予を受けることができる場合がありますので、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

（換価の猶予を受ける場合の延滞税の発生時期）

問 24 換価の猶予を受けようとする場合、猶予の申請期限内であれば、いつ申請をしても延滞税の負担は同じか。

（答）

- 換価の猶予は納期限から 6 か月以内に申請する必要がありますが、延滞税は納期限の翌日から発生しますので、納期限を過ぎて申請されると、納期限の翌日から猶予申請日の前日までの間は延滞税が軽減されないこととなります。
- 納税者の方にとって不利となりますから、早めの申請をお勧めします。

（申請書の記載方法等）

問 25 申請書の記載方法が分からない場合にはどこに尋ねればよいか。

（答）

- 申請書の記載方法が分からない場合は、国税庁ホームページに掲載されている「猶予の申請の手引」をご参照ください。また、所轄の税務署（徴収担当）にご相談いただければ、お電話でご案内します。

（注） 国税庁ホームページの掲載ページの URL

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm>

（猶予の申請に必要な書類）

問 26 換価の猶予の申請のためにはどのような書類を準備する必要があるか。

（答）

- 換価の猶予の申請に当たっては、「猶予申請書」をご準備いただき、e-Tax 又は郵

送でご提出ください。

- なお、猶予の審査のために必要となる書類として、猶予申請書に併せて、以下の書類の提出が必要となります。

猶予を受けようとする金額が 100 万円以下の場合	猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合
「財産収支状況書」	「財産目録」 「収支の明細書」

- また、猶予の審査に当たり、納税者の方の状況等を確認させていただくことがあるため、元帳や売上帳などの収支状況の分かる書類、手元資金の現在高が分かる現金出納帳や預金通帳を準備していただくとスムーズな対応が可能です。

※ 地方税、社会保険料等に猶予申請等をされた場合、その際の申請書や財産収支状況書等の写しを添付することで、一部の記載や書類の添付が省略できます。

(申請書の提出方法)

問 27 税務署に行かなければ申請できないのか。

(答)

- 猶予申請書の提出は、e-Tax 又は郵送でも受け付けております。

※ 「e-Tax」により猶予申請書等を提出する方法には、e-Tax ソフト、e-Tax ソフト (WEB 版) 及び e-Tax ソフト (SP 版) の 3 つがあります。詳しくは、国税庁ホームページの猶予の申請方法をご参照ください。

(注) 国税庁ホームページの掲載ページの URL

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm>

問 28 税務署で相談の上、猶予申請書を提出したいが、事前連絡は必要か。

(答)

- ご相談の時間を十分に確保するほか、ご持参いただく資料などをお伝えする必要がありますので、電話等で事前に相談日時等をご連絡ください。

(税理士による代理申請)

問 29 税理士に申請書の提出や電子申請 (e-Tax) を依頼することは可能か。

(答)

- 猶予申請は、税理士による代理申請が可能です。

- なお、e-Tax ソフト (SP 版) では、税理士による代理送信に対応していません。
※ e-Tax で税理士による代理申請をする場合には、e-Tax ソフト又は e-Tax ソフト (WEB 版) をご利用ください。

(e-Tax の利用可能時間)

問 30 e-Tax は、いつでも利用可能なのか。

(答)

- e-Tax の利用可能時間は、休祝日及びメンテナンス時間を除く平日 (月曜日を除く。) に 24 時間稼働していますので、ご利用ください。
また、月曜日、土曜日、日曜日及び祝日は、8 時 30 分～24 時までご利用いただけます。

- e-Tax の日ごとの利用可能時間は、「利用可能時間カレンダー」として e-Tax ホームページに掲載されていますので、ご確認ください。
https://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm

(申請から猶予適用までの間の延滞税)

問 31 申請から許可までの間の延滞税は軽減・免除されないのか。

(答)

- 猶予が許可された日にかかわらず、申請日から延滞税が軽減・免除されます。